内閣府特命担当大臣(少子化対策・男女共同参画) 上川 陽子 殿

> 社団法人日本産婦人科医会 会長 寺尾 俊彦

## 女性が安全・安心して出産できる環境づくりに対する要望

- 1. 出産育児一時金の増額
  - (1) 出産育児一時金そのものの増額
  - (2) 出産育児一時金を出産回数とともに増額する(所得に係わらず)

## 2. お産難民をなくす

- (1) 2次医療のネットワークのための助成
- (2) 勤務医の職場環境の改善
- (3) 女性医師の継続的就労・再雇用等の環境整備
- (4) 定年産科医師の再雇用整備
- (5) 助産師・看護師等の確保

### 3. 開業医への支援

- (1) 新規産科開業医療機関への優遇税制の導入
- (2) 現在の産科開業施設への優遇措置の導入

## (要望事項の説明)

### 1. 出産育児一時金の増額

# (1) 出産育児一時金そのものの増額

出産育児一時金は、昭和 29 年に 1,000 円からはじまり、その後昭和 56 年 150,000 円 (政令で改正)、昭和 60 年 200,000 円、平成 4 年 240,000 円、 平成 6 年 300,000 円。10 年以上、引き上げの措置がなかった。

これに対し本会は、平成 17 年 6 月から 10 月にかけて、厚生労働省関係各局、自民党に引上げの要望書を提出。

平成18年度(10月)から漸く350,000円となった。

周産期医学の発展にともない、戦後の妊産婦死亡や新生児死亡が劇的に改善された陰には、高額な機器、技術の進歩、人的確保が重要なものであったことは明白である。

出産や子育でに関わる経済的・社会的負担を軽減することは、少子化対策への目に見える対策であることは歴然としている。

### (2) 出産育児一時金を出産回数とともに増額

わが国も 1990 年代後半、「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」、2000 年以降も「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」、「新しい少子化対策」を策定してこられたが、将来推計人口では、2055 年には総人口が9千万人を下回るとされている。諸外国では1990 年代から少子化対策に着手し、フランスでは2人以上の子供をもつ家庭に対して相当額の手当てを行っている。このことで人口減少の歯止めが統計的に明らかになっている。

#### 2. お産難民をなくす

### (1) 2次医療のネットワークのための助成

現在の出産場所の減少の本質は、産科医の絶対数の減少とそれに伴う地方 自治体病院をはじめとする2次医療施設の減少がその根幹にある。総務省 が2007年11月12日付けで公立病院改革のガイドラインを発表した。その 中で、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しという3つ の柱を掲げているが、税が投入されるようになっているものの、継続的な 税の投入を望む。また、本会の情報処理検討委員会委員長 原量宏は経済 産業省と共に地域特性を活かした地域連携システムを構築している。

### (2) 勤務医の職場環境の改善

診療報酬改定の年である本年度は、産科医療にとって配慮されているが、

医療機関への収入となり、直接労働を行った勤務医に対するものに中々還元されていないのが現状である。職場環境の改善は喫緊の課題でありその改善が望まれる。

## (3) 女性医師の継続的就労・再雇用等の環境整備

産婦人科医師の内、女性医師数が閉める割合は急激に増加し、かつ、生産年齢層に集中している。彼女達の働く環境の整備、子育て支援、復職への対応は、男女共同参画の立場からも十分に配慮されたければならない。諸外国ドイツでは少子化対策に保育所の3倍化計画、スウェーデンでは所得制限のない児童手当制度なども講じている。女性医師ばかりでなく、助産師・看護師等、所得でなく社会貢献に就労する者に対する配慮が必要である。

### (4) 定年産科医師の再雇用整備

定年をむかえた産科医師が、婦人科医療に携わることで、産科医療に携わる医師を間接的に支援することが可能になる。人的貢献度においては喫緊の対策として、必要な制度改革を望むものである。

#### (5) 助産師・看護師等の確保

産科医療を支えるのは、産婦人科医師ばかりでなく、助産師・看護師等も 当然必要な人的資源であり、その教育、研修制度のあり方ばかりでなく、 増員する制度の見直しが重要と考える。

#### 3. 開業医への支援

- (1) 新規産科開業医療機関への優遇税制の導入
- (2) 現在の産科開業施設への優遇処置の導入

現在、病院勤務医を中心に政策が行われている観があるが、一次医療機関の確保整備がなされて初めて2次医療が成立するものである。医療を受ける側の国民もそれを望むものであり、一次医療施設にたいする優遇措置を講ずることは必要不可欠である。